



平成30年度 補助金公募制度募集要項



補助金公募制度は、行政と町民のみなさんとのパートナーシップを深めるための重要な手法です。
この制度を活用し、まちづくりに参加していただける団体を広く募集します。

- 対象団体 教育、福祉、文化、芸術、産業、地域コミュニティ等の分野において、町民の福祉に寄与する事業を行う団体であって、8月1日を基準日として1年以上町内で活動実績のある構成員5名以上の団体が対象となります。
ただし、営利事業、政治的又は宗教的活動等を目的としないものとします。
- 募集期間 平成29年8月1日（火）から9月22日（金）まで <平成30年度交付分>
- 受付窓口 補助を受けたい事業を所管する担当課に申請書を提出してください。
- 提出書類 ① 大井町補助金等交付申請書
② 団体調書（申請団体の会員数及び活動内容を記載した書類）
③ 交付年度の事業計画書(案)及び収支予算書(案)
④ 交付年度前年の（見込み）収支決算書
※上記①～④は町の書式を使用してください。その他必要書類を提出していただく場合があります。
- 交付条件 次の場合は、制度を利用できません。
① 繰越金の割合が収入総額の30%以上の場合
② 3万円未満の補助額を要望する場合
③ 他の補助を受けている場合、もしくは補助以外の代替支援（施設利用料の減免など）を受けている場合（詳しくは事業を所管する担当課にお尋ねください）
④ 1年以上の活動実績がない場合
- 交付期間 最長5年間、予算の範囲内において交付します。都合により、6年目以降再び申請する場合は、その理由を明らかにしてください。
- 審査等 提出された書類等は、「補助金等審査委員会」により公平に審査され、委員会が提言書を提出します。これを受け、町が査定を行い、交付・不交付及び金額が決定されます。
新規団体及び6年目以降再び補助を要望する団体は、審査会において説明が必要となります。また、他団体においても希望により、説明が可能となります。
- 交付請求 交付額は交付年度の予算議決後に確定しますので、平成30年4月1日以降に交付決定通知書を添えて請求をしてください。請求により補助金を交付します。
- 実績報告 補助金の交付を受けた団体は、事業の実績報告書と収支決算書を提出していただきます。なお、実際の活動内容によっては、補助金の返還を求める場合もあります。
- 変更申請 事業に重要な変更を加えるときや事業を中止するときは、変更計画書または中止届を提出してください。

御不明な点は、補助を受けたい事業を所管する担当課又は企画財政課までお問い合わせください。

総務安全課 [85-5001]

防災安全室 [85-5002]

企画財政課 [85-5003]

町民課 [85-5004]

介護福祉課・子育て健康課 [83-8011(代)]

生活環境課 [85-5010]

地域振興課 [85-5013]

都市整備課 [85-5014]

教育総務課 [85-5015]

生涯学習課(総合体育館事務担当含む) [85-5016]

生涯学習センター [83-5409]